

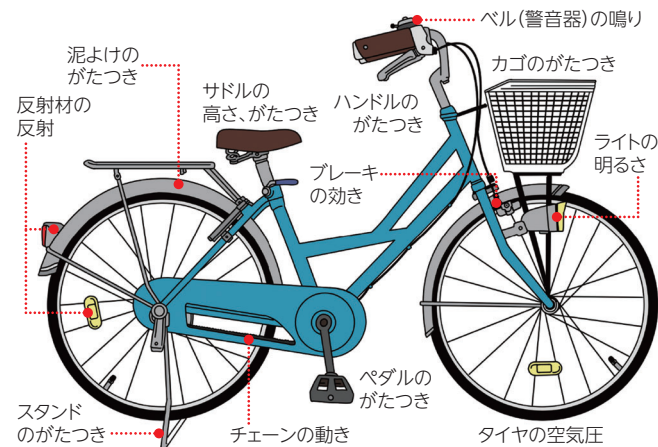
事業者の方へ

事業者の責任です!

従業員の安全で適正な自転車利用

点検整備を実施しましょう

事業用に使用する自転車は適切に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。



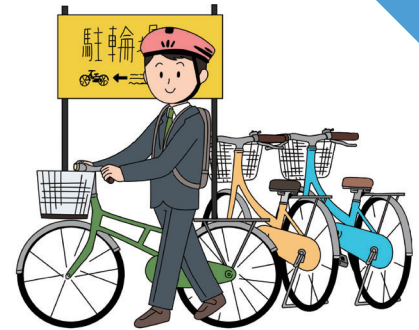
駐輪場所の確保・確認

● 自転車でお店や事業所を訪れる顧客等に対して

・駐輪場所の確保や、駐輪場の案内等をし、駐輪場の利用を勧めてください。

● 自転車通勤をする従業員がいる場合

・事業者自らが駐輪場所を確保するか、従業員に対して駐輪場を利用していることを契約書等の書面で確認しなければいけません。自宅から最寄駅までの自転車利用者も確認対象です。
・自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するように努めなければなりません。また、確認ができないときは、加入に関する情報を提供するように努めなければなりません。



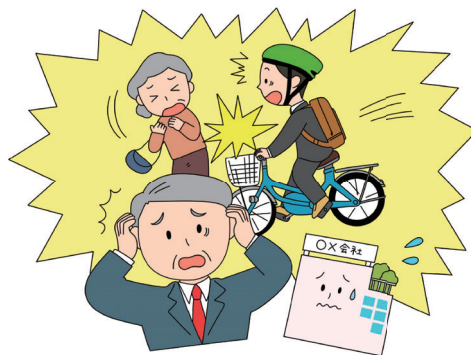
自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※に加入している必要があります!! (令和2年4月1日～)

● 業務中の自転車の利用によって生じた対人賠償事故に備える保険等に加入しなければなりません。

業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車を利用して通勤する従業員がいる場合は、自転車通勤者が保険等に加入しているかを確認しましょう。保険等に未加入の場合は、保険等への加入について情報提供しましょう。



高額賠償事例

赤信号を無視した40歳代会社員男性の自転車が、道路を横断中の女性(当時75歳)に衝突し、女性は転倒して、頭を強打、5日後に死亡した事例において、男性に約4,700万円の損害賠償の支払いが命じられました。(東京地方裁判所、平成26年1月28日判決)

ルール・マナーの周知徹底をお願いします

傘差し運転は禁止されています

● 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、自転車を運転してはいけません。

● 傘を差して運転すると、バランスが崩れやすくなったり、前方が見えにくくなることあるほか、片手運転になってしまい、危険です。

● レインコートを着用しましょう。



ヘルメットをかぶりましょう

● 自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約7割(※)は頭部損傷を主因として亡くなっています。

※平成28年から令和2年の自転車死亡事故66.2%が頭部に致命傷を負っています。

● 東京都自転車安全利用条例第19条では、ヘルメット等の交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとされています。

